

平成 30 年度

## 第 6 回 庄原市農業委員会総会 会議録

日 時 平成 30 年 9 月 5 日 (水) 午後 1 時 30 分～

場 所 庄原市比和自治振興センター

議案 1 農地法第 3 条の規定による許可について

議案 2 農用地利用集積計画（平成 30 年 8 月 3 1 日公告）の決定について  
及び農用地利用配分原案の承認について

議案 3 農地法第 4 条の規定による許可について

議案 4 農地法第 5 条の規定による許可について

議案 5 非農地証明について

備 考

庄原市農業委員会

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	入田 正義	○		13	明賀 美伸	○	
2	植木 登夫	○		14	藤原 富雄	○	
3	迫廣 芳秀	○		15	柳生 卓三	○	
4	原田 實夫	○		16	高坂 勝博	○	
5	堀江 唯雄	○		17	金本 篤子	○	
6	木村 英宗	○		18	前田 憲二	○	
7	三吉 和宏	○		19	道下 和子	○	
8	増谷 克則	○		20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	田澤 信雄	○		23	松長 百合子	○	
12	竹森 達	○		24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

なし

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	松永 幹司		○	出張所長	麻尾 浩祥		○
係長	岸 泰弘	○		係長	石田 泰清	○	
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
				出張所長	小笠原圭二		○
(西城出張所)				主任	藤原直人		○
出張所長	國上 章二		○	(比和出張所)			
主任主事	梶原 歩	○		出張所長	小田 雅平		○
				係長	坂口 登	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	清水 勇人		○	出張所長	森末 博雄		○
主任主事	竹原 守	○		主任主事	角脇 健太		○

(午後 1 時 30 分)

農地係長：ただ今より、平成 30 年度第 6 回庄原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は欠席の届出はありません。それでは、会議規則第 6 条の規定により会長に議長を務めていただきます。

議長：それでは、会議を開会いたします。

ただいまの出席委員は 24 名です。よって、本総会は成立していることを報告いたします。

議長：本日の議事録署名者を指名します。14 番藤原委員と 15 番柳生委員の両委員さんを指名します。両委員さん、よろしくお願ひします。

議長：それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可について」を上程します。受付番号 19 から 24 について事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁)：(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)

議 長：以上説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。受付番号 19 から 24 について一括採決することにご異議ございませんか。

(なしという声)

「農地法第 3 条の規定による許可について」  
受付番号 19 から 24 を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。  
挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。  
事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁)：説明 以下 概略)  
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画書の平成 30 年 8 月期の申出分については、別紙「平成 30 年 10 月 1 日公告 利用権設定内訳」のとおりです。

(内訳を読みあげる。以下略)

以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。  
「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。  
挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、「農地中間管理事業に係る農用地配分計画原案の承認について」市より意見を求められていますので、これを上程します。  
事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁)：説明 以下 概略)  
農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画の案が別紙のとおり提出され意見照会がなされております。

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

10 番三吉委員 配分の受け手の経営概要、認定農業者であるかどうか、主要生産物を教えてください。

事務局員 3 名の農業者で構成された法人で、認定農業者であり、主に水稻の生産と作業受託をされています。

前田委員：経営規模は、作業受託あわせて10ヘクタ程度です。

議長：そのほかありませんか。

(なしの声あり)

議長：無いようですので、採決に移ります。

「農地中間管理事業に係る農用地配分計画原案の承認について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議長：つづきまして議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号8について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概要)

受付番号8

位置等：説明資料の3、4ページに記載

転用事由：駐車場

資金計画：全額自己資金

他法令：なし

周辺影響：影響ないと確認

除外手続：除外申請中

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

7番三吉委員 隣接地へ影響がないのか被害防除計画を教えてください。それと隣接地の所有者は同一かどうか。

事務局 通風など影響がない、用水は必要なし、汚水等は発生しないとのことで確認をしております。隣接地は申請者とは別の所有者です。

議長：そのほかありませんか。

(なしの声あり)

議長：ないようですので、採決に移ります。

議長：それでは受付番号8について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員決定されました。

議長：つづきまして議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号13から18について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概要)

受付番号13

位置等：説明資料の5ページ、6ページに記載

転用事由：駐車場、進入路  
資金計画：全額自己資金  
他法令：特になし  
周辺影響：影響ないと確認  
除外手続：除外不要

受付番号 14

位置等：説明資料の 5 ページ、7 ページに記載  
転用事由：宅地拡張  
資金計画：全額自己資金  
他法令：特になし  
周辺影響：影響ないと確認  
除外手続：除外不要

受付番号 15

位置等：説明資料の 5 ページ、8 ページに記載  
転用事由：太陽光発電設備  
資金計画：全額自己資金  
他法令：設備認定済  
周辺影響：影響ないと確認  
除外手続：除外不要

受付番号 16

位置等：説明資料の 5 ページ、9 ページに記載  
転用事由：一般住宅  
資金計画：全額借入資金  
他法令：特になし  
周辺影響：影響ないと確認  
除外手続：除外申請中

受付番号 17

位置等：説明資料の 5 ページ、10 ページに記載  
転用事由：分譲宅地  
資金計画：全額自己資金  
他法令：道路改築申請中  
周辺影響：影響ないと確認  
除外手続：除外不要

受付番号 18

位置等：説明資料の 11 ページ、12 ページに記載  
転用事由：資材置場（一時転用）  
資金計画：全額自己資金  
他法令：特になし  
周辺影響：影響ないと確認  
除外手続：3 年以内の一時転用のため不要

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

議 長：18 番の担当されている沖田委員がお越しです。御意見等お願いいたします。

沖田委員 災害復旧工事のための一時転用です。周囲への影響も無い計画だと思います。

議 長：そのほかありませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。

受付番号 13 から 18 について一括採決することにご異議ございませんか。

(なしという声)

「農地法第 5 条の規定による許可について」

受付番号 13 から 18 について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。  
挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第 5 号「非農地証明について」を上程します。

受付番号 20 から 22 について事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁)：説明 以下 概略)

受付番号 20

位置等：説明資料の 13 ページと 14 ページに記載

潰廃事由：平成 14 年頃に立地条件と進入路の関係で耕作をやめ、現在原野となってしまった。

現地確認：現地は原野となっており農地として復旧することが困難

受付番号 21

位置等：説明資料の 13 ページから 15 から 17 ページに記載

潰廃事由：昭和 60 年頃に災害で橋が流され、また、進入路が狭いため耕作をやめたもの、また、昭和 48 年頃に車庫を建設してしまったもので何れも原野化や宅地となってしまった。

現地確認：現地は、山林、原野、宅地となっており農地として復旧することが困難

受付番号 22

位置等：説明資料の 18 ページに記載

潰廃事由：30 年以上前に隣接する宅地といった利用してしまい宅地化した。

現地確認：現地は、庭及び通路として利用されており農地として復旧することが困難

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

議 長：ないようですので、採決に移ります。

「非農地証明について」受付番号 20 から 22 を一括で採択したいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、受付番号 20 から 22 の 3 件について、申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。  
挙手全員 決定されました。

議 長：以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長：会長報告を行います。

8 月 17 日 県農業会議常設審議会に出席

8 月 23 日 ウーマンネット広島 総会及び研修会に出席

※ウーマンネット広島の会議については、青才委員から詳細報告有。

議 長：引き続き、「その他」について事務局の説明を求めます。

(係長：説明 以下 略)

※市政に対する意見書について協議しました。

議 長：ただ今の説明に対し、また、それ以外の事でも結構です。全体を通して皆さんから何かございませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので以上で本日の日程をすべて終了しました。

これをもって、閉会といたします。(午後 2 時 20 分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

平成 30 年 9 月 5 日

議 長  
(道下和子) \_\_\_\_\_

14 番委員  
(藤原富雄) \_\_\_\_\_

15 番委員  
(柳生卓三) \_\_\_\_\_